

第8期第8回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年2月25日(火) 午後3時00分から午後3時33分

2.開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3.出席委員 ○(24名)

4.欠席委員 △(3名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	△
4番	土屋 祐規	△	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	△	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	○	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 特別委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人

穂別支局一支局長 宮村 敦嗣、主事補 高尾 悠貴

7.会議の概要

事 務 局 長	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は4番・土屋委員、6番・柴田委員、21番・中澤委員の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第8回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、17番・清野委員、18番・毛利委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いします。
◎	(異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5号、議案5件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしくお願いします。
◎	(異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 議案書2ページから3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で7件、21筆、面積は169,201㎡となっています。 1番については、借主の法人化に伴う解約です。 2番から7番については、借主の意向により解約に至ったものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はございませんか。 (異議なし)
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

主 査	2月につきましては、議案書に記載のとおり、12日に川西地区委員会、川東地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果適当と判断しております。また、あっせんの申出1件について、審議した結果申出内容、譲受候補者等適当と判定したところです。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定10件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出4件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定したところです。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第5 報告第3号「特別委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支 局 長	報告第3号、特別委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。議案書に記載のとおり、1月27日に特別委員会を開催しております。農地の評価方法を12月10日開催の川西地区委員会、川東地区委員会、12月13日開催の穂別地区委員会で提案された意見等について議論を行っており、継続協議としております。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第6 報告第4号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 任	報告第4号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書8ページをお開き下さい。 新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。 それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。 1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。 2点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議

主	任	案の事業内容欄に１から６まで記載しておりますが、新規に設立した会社ということもあり、まずは、花きの生産を行っていく計画であるとのことから、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売り上げの過半は農業収入であることが要件となっていることから今後の事業の在り方と収益の上げ方については注意いただき要件を欠くことの無いように説明をしてきております。 ３点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は１００であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計も１００となるため、要件は満たしていると認められます。 ４点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ１５０日以上農業に従事する者でなければなりません。 構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である２名は出資者であり、かつ、２人とも年間農業従事日数を１５０日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。 最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員、従業員等のうち誰か一人以上の者が、年間６０日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行社員２人は、いずれも年間農作業従事日数が、６０日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。以上、XXXXXXXXXXについては、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。なお、農地の取得等につきましては、議案第１号、第２号にてご説明申し上げます。以上で報告第４号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第４号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)	
議	長	質疑なしと認め、報告第４号は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第７ 報告第５号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	事 補	報告第５号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書１０ページから１４ページに申出書の写しを添付してございます。 記載の農地につきましては、１２月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、５年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が北海道農業公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第２号にてご説明申し上げます。以上で報告第５号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第５号について、質疑はありませんか。

	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、[REDACTED]、[REDACTED]が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主	事	補 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書16ページをお開き願います。 1番2番につきましては、[REDACTED]の法人化に伴い使用貸借するものです。 3番につきましては、相手方の要望により売買するものです。 4番から6番につきましては、相手方の要望により賃貸借するものです。 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 18ページから29ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1	番	1番から3番について、現地を確認してきましたので報告します。 1番2番は、[REDACTED]、[REDACTED]さんが[REDACTED]さんに農地を使用貸借する案件ですが、取得後は花き、水稻等を作付けする計画となっています。 3番は、[REDACTED]さんが[REDACTED]さんに農地を売買する案件ですが、取得後はブロッコリー等を作付けする計画となっています。いずれも、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
3	番	4番、5番、6番について現地を確認してきましたので、報告します。 4番について、[REDACTED]が[REDACTED]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっています。 5番は、[REDACTED]から[REDACTED]へ賃貸する案件ですが、取得後は南瓜を作付

3	番	けする計画です。 6 番は、[] から [] へ賃貸する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっています。いずれもこれまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第 9 議案第 2 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。 なお、本案件中、[]、[]、[] が被設定人となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないで、このまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議がないようですので、このまま審議に入ります。 事務局の説明を求めます。
主	任	議案第 2 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 31 ページから、利用権設定 11 件です。 1 番から 4 番、6 番、7 番、11 番につきましては、北海道農業公社が買入をした農地について、一時貸し付けを行うため利用権を設定するものです。 5 番につきましては、被設定人の法人化に伴う賃貸借です。 8 番から 10 番につきましては、被設定人の要望により、賃貸借するものです。以上、利用権設定 11 件 49 筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面につきましては、議案書 34 ページから 44 ページに添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 2 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長

(異議なし)

議長

主 查

申込者は、この後、議案第4号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者なる[]です。あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。

なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。

以上で、議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長

(異議なし)

議長

(異議なし)

議長

主任

以上、5件の実施について、49ページ～53ページに図面を添付してご
ますので、ご確認願います。

以上で議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第１２ 議案第５号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主 事 補		議案第５号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書５５ページをお開き願います。 １番の申請地は、公簿地目が農地となっており、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願出を受けたものです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、雑種地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。 議案書５６ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
２５	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

議	長	せんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。